

GRACE News Letter

Legal professional corporation

2018.06 vol.

54

CONTENTS

- 企業法務コラム 正社員と非正規社員の待遇格差について
- グレイス・ニュース 業務研究会開催のご報告〈事故専門部〉/セミナー開催のお知らせ〈企業法務部〉
- 弁護士紹介 「M&Aや渉外法務の経験を生かし、皆様のお力になる所存です」 弁護士 播磨洋平

弁護士 戸田晃輔

TOPICS ★ 企業法務コラム

正社員と非正規社員の待遇格差について ～平成30年6月1日最高裁判決～

弁護士
戸田晃輔



1 はじめに

正社員（ここでは、契約期間の定めがない従業員をいいます）と非正規社員（ここでは、契約期間の定めがある従業員をいいます）の待遇の格差について、平成30年6月1日に初めて最高裁で判断が示されました。今回のコラムではその内容についてご紹介したいと思います。

2 問題の所在について

まず、労働契約法（以下「法」といいます）第20条では、正社員と非正規社員との間で、労働条件に違いがある場合、その労働条件が不合理と認められるものであってはならないと定められています。そして、不合理な労働条件といえるかどうかは、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度、当該業務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して判断されます。

しかし、具体的な判断にあたっては、①個々の手当それぞれについて、その手当の性質を加味して不支給の当否が判断されているものと、②個々の手当の性質は問題とせずに賃金の総額を比較としてその差が不合理か否かを判断する裁判例が存在しました。

3 最高裁判決の概要

最高裁は、正社員と非正規社員との「個々の賃金項目に係る労働条件の相違が不合理と認められるものであるか否かを判断するに当たっては、両者の賃金の

総額を比較することのみによるのではなく、当該賃金項目の趣旨を個別に考慮すべきものと解するのが相当である。」とし、賃金や手当などの個別の待遇ごとに不合理か否かを判断するという方法を採用しました。そして、無事故手当、皆勤手当、給食手当及び通勤手当を正社員にしか支給しないことは、手当の趣旨を考慮し、不合理であると判断されています。

4 実務への影響について

以上の最高裁判決の判断を踏まえると、正社員と非正規社員との職務内容を明確に区別し、かつ、労働条件の違いについても単に非正規社員という理由だけでなく、個々の労働条件に応じた理由があるかが問われることになります。現在、国会で審議中の働き方改革関連法案でも、企業側に格差の内容や理由などの説明義務を課す規定が盛り込まれています。そのため、今後、正社員と非正規社員との労働条件を決定する際には、待遇の差に理由があるかを常に意識しなければなりません。

なお、正社員と非正規社員との区別の明確化は、待遇格差の問題だけでなく、いわゆる雇止めの問題にも関連するところです。

当事務所では、鹿児島市内、宮崎市内、熊本市内において、裏面記載の日程にて緊急セミナーを開催いたしますので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

\事故専門部からのお知らせ/

業務研究会
開催のご報告第2回保険代理店向け業務研究会
(健康保険・労災保険について)を開催いたしました。

平成30年5月16日に当事務所の会議室にて、保険代理店向け業務研究会を開催いたしました。今回の開催は2回目になります。

保険代理店向け業務研究会は、当事務所の代理店向け無料サポートサービスに加入していただいている保険代理店様や当事務所のセミナーにご参加いただいた保険代理店様をお招きして、交通事故に関する代理店業務や法的問題を双方向で議論し、知識を深める研究会です。当日は、5社、8名の代理店様にご参加いただき、交通事故における健康保険、労災保険の使い方について議論を行い、知識を深めました。

今後は交通事故に限定せず労災等についてもテーマにしたいと考えています。興味のある方は振るってご参加ください。

\企業法務部からのお知らせ/

セミナー開催の
お知らせ

2018年6月1日 最高裁判例出る!!

参加費無料!!

正規雇用・非正規雇用の問題対策セミナーを緊急開催いたします!!



～あなたの会社は大丈夫ですか?～

「同一労働同一賃金」緊急解説セミナー

鹿児島

7月25日(水)15:00-17:00

NCサンプラザ

宮崎

7月26日(木)15:00-17:00

ホテルセンチュリー宮崎

熊本

7月30日(月)15:00-17:00

TKPガーデンシティ熊本

参加費 無料 講師 大武 英司（当事務所弁護士） 定員 各会場先着 50 名様 ※内容等変更になる場合もございます。
お申し込み・お問い合わせ TEL/099-822-0764 (担当:大里・久保山・江神) WEB/右上の QR コードよりご覧ください

弁護士紹介

M&Aや涉外法務の経験を生かし、
皆様のお力になる所存です弁護士
播磨 洋平

6月から入所いたしました播磨洋平と申します。12年8ヶ月間、東京の大手法律事務所に勤務しておりましたが、今般、九州に戻ることになり、司法修習の同期である古手川弁護士のご厚意により、弁護士法人グレイスに入所させていただきました。これまでに、企業法務全般に従事して参りましたが、特に、M&A（企業の買収・グループ内再編・事業承継）の経験が多くございます。また、私が商社出身であり、米国ロースクール

への留学経験もございますことから、英語を使用した涉外法務（海外との取引・海外への進出に関する法務）にも継続的に従事して参りました。九州において、これらの分野を専門的に担当できる弁護士は殆どいないと思われますが、対応できる弁護士の需要は、必ず存在するものと存じます。案件の際は、私にご相談をいただければ幸いです。これまでの経験を生かして、皆様のお力になれるものと存じます。

》略歴	1995年 4月 九州大学法学部 入学 1999年 3月 九州大学法学部 卒業 1999年 4月 九州大学大学院法学研究科修士課程 入学 2002年 3月 九州大学大学院法学研究科修士課程 修了 2003年10月 司法試験合格 2004年 4月 最高裁判所司法研修所 入所 2005年10月 弁護士登録 2011年 7月 米国Vanderbilt Universityロースクール(LLMコース) 入学 2012年 5月 米国Vanderbilt Universityロースクール(LLMコース) 卒業	》職歴	2002年 4月 三菱商事株式会社 入社 2004年 3月 三菱商事株式会社 退職 2005年10月 シティユーワ法律事務所 入所 2018年 5月 シティユーワ法律事務所 退職
		》所属	日本弁護士連合会 鹿児島県弁護士会(弁護士登録番号:33334)

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

0120-100-129

受付時間：平日9:00～18:00
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります

News Letter

vol. 54
2018.06弁護士法人グレイス
E-mail: info2@grace-law.jp
<https://gracelaw.jp/>

鹿児島事務所
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1 ラウンドクロス鹿児島 6階
TEL 099-822-0764 Fax 099-822-0765

東京事務所
〒106-0031 東京都港区西麻布3-243 西麻布3243 3階
TEL 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784